

0950-1252
平成22年5月13日

各高等学校長
五ヶ瀬中等教育学校長
各高等専門学校長 殿
各専修学校長
各大学（短期大学）長

宮崎県教育庁財務福利課長

口蹄疫発生における宮崎県育英資金「緊急採用制度」の活用について（通知）

県育英資金貸与事業につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。
さて、当育英資金におきましては、家計が急変し緊急に奨学金の必要が生じた場合に備えて「緊急採用制度」を設けています。

このたび、本県で発生した口蹄疫により、世帯の家計支出が著しく増大する又は収入が著しく減少するような場合については、随時「緊急採用制度」による申請ができますので、該当する生徒等及び保護者への周知をお願いします。

記

1 緊急採用制度の概要

主たる生計維持者の失職、勤務先又は事業の倒産や破産、病気、死亡又は、火災、風水害、震災などによる家計急変のため、緊急に奨学金の貸与が必要となった者に対し、奨学金を貸与する制度。

2 申請について

詳細は、「宮崎県育英資金 推薦・異動・適格審査事務のてびき【高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）】」及び「宮崎県育英資金推薦・審査について【大学・短期大学・専修学校（専門課程）】」を参照してください。

なお、てびきの「その事由が発生したことを証する証明書」については、別添の「と殺指示書（別記様式8）」又は「家畜別離の指示書（別記様式9）」の写しなどを提出してください。

3 その他

- (1) 申請に当たっては、事前に連絡いただくようお願いします。
- (2) 県庁ホームページにも情報を掲載しています。

修学支援担当
高園・小川
電話 0985-32-4472

と 殺 指 示 書

番号
年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

○○家畜保健衛生所
家畜防疫員 ○ ○ ○ ○ 印

あなたが所有する（管理する）次の家畜は、口蹄疫の患畜（疑似患畜）と決定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家畜の所在する場所

家畜の種類、頭数、耳標番号

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 その他

備 考

- 1 この指示については行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家畜については家畜伝染病予防法第58条の規定により手当金が交付されます。

家畜隔離の指示書

〇〇〇〇 殿

番号
年 月 日

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 〇〇〇〇 印

あなたが所有（管理）する下記の家畜は、口蹄疫となるおそれがあると認められるので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第14条第3項の規定により、別途通知するまで隔離を行うことを指示する。

記

家畜の所在する場所

家畜の種類、頭数、耳標番号

備考

- 1 隔離の方法等は裏面を参照下さい。
- 2 この指示については行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることはできません。
- 3 この指示に違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

（注）指示書は正副4部作成し、それぞれに被指示者の捺印をとり、正を被指示者に、副を所轄家畜保健衛生所長、警察署長にそれぞれ送付する。

(裏面)

隔離に当たっての注意事項

- 1 家畜の搬出入は、家畜防疫員の許可する場合を除いて、行ってはならない。
- 2 飼料、敷料、家畜管理用具等病原体に汚染したおそれのある物を持ち出してはならない。
- 3 家畜の管理者及び家畜防疫員以外の者は畜舎に立ち入ってはならない。
- 4 あなた及びあなたと同居する人は、他の家畜を飼養する場所に立ち入ってはならない。
- 5 家畜の生産物は、家畜防疫員の許可する場合を除いて、持ち出してはならない。
- 6 畜舎又は放牧場の出入口は1カ所のみとし、消毒槽を設けること。
- 7 あなた及びあなたと同居する人が外出する場合は、手足、衣服を消毒すること